

★CAP 資格登録者メールマガジン Vol.63 2024 年 4 月 26 日★

=====

キャリアアップコーナー

=====

学んだ「知識」と「今」を結びつけてお届けしているキャリアアップコーナー。今月のテーマは特定商取引法の「通信販売の特定申込書面・画面の規制」です。

特定商取引法により通信販売をする場合の広告には、商品・サービスの価格・送料等、記載しなければならない 13 の項目が定められていましたね。昨今の定期購入トラブルの激増を踏まえて、インターネット通販などの申込画面の規制が 2022 年 6 月より施行・強化されています。

「特定申込書面・画面」とは、通信販売事業者が定めた様式により通信販売の契約申込みを行う場面を言います。たとえばインターネット通販で事業者が準備したサイトの申込画面、カタログ通販で事業者が準備した申込書面で必要事項を記入する方法は、「特定申込書面・画面」に当たります。

a) 特定申込書面・画面の表示義務事項

特定申込書面・画面の表示義務事項は、①販売する商品・サービスの分量、②販売価格および送料、③代金の支払時期、④商品等の引渡し時期、⑤契約申込期限、⑥契約解除に関する事項の 6 項目が定められています。

b) 人を誤認させる表示の禁止

特定申込書面・画面において、消費者の意に反して申し込ませる行為、誤認させる表示は禁止されています。たとえば「申込」「注文」というボタン表示ではなく、「次へ」という表示により申込みを確定させる場合は違反となります。

a), b) について、違反すると行政処分の対象となるほか、罰則、取消権の対象となります。

詳しく学びたい方は、消費者庁の HP に通信販売の申込み段階における表示についてのガイドラインが掲載されています。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/specified_commercial_transactions/assets/specified_commercial_transactions_240312_01.pdf

※参照 CAP テキスト改訂 4 版 P97

◆よく出てくる取消や解除

CAP テキスト改訂 4 版 P 67 には、取消しと無効の違い、契約の解除についての説明を記載しています。改めて確認されると良いでしょう。

=====

ブラッシュアップ知識

=====

◆消費者にとっての物流 2024 年問題(東京くらしネット 3・4 月号)

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/wadai.html>

私たちにどのような影響がありそうなのか、問題の解決に向けて私たちができることは何なのかを考えてみましょう。

◆機能性表示食品について（消費者庁 2023/12/5）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/#info231205

今、取り沙汰されている機能性表示食品制度。

機能性表示食品制度とは、国の定めるルールに基づき、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要な事項を、販売前に消費者庁長官に届け出れば、機能性を表示することができる制度です。

特定保健用食品(トクホ)と異なり、国が審査を行いませんので、事業者は自らの責任において、科学的根拠を基に適正な表示を行う必要があります。

機能性表示食品については、事業者が消費者庁長官に届け出た内容が、消費者庁ウェブサイトで誰でも確認できます。

※機能性表示食品の届出情報検索ウェブサイト

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/search

◆ウェブ会議で勧誘されて高額な契約をしてしまった！（東京くらしWE B4/12）

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/sodan/kinkyu/20240412.html>

話を聞くだけのつもりで連絡し、事業者からウェブ会議に招待されたので参加したら…。